

(報告事項)

教育民生委員協議会資料
18.10.20
健康福祉部

### 放課後児童健全育成事業の見直しについて

#### 1 趣 旨

児童館等で実施している放課後児童健全育成事業の見直し方針について、報告するものです。

#### 2 経過

18.6.15 教育民生委員協議会に協議  
7.28 代表者会を開催(計6回)  
} \* 構成;児童館等及び学童クラブの代表及び各保護者会  
9.21 の代表の計13名

#### 3 見直しの主な内容

##### (1) 事業実施時間

ア 平日 12時30分～18時30分 ⇒ 12時30分～19時  
イ 学校休業日 8時30分～18時30分 ⇒ 8時～19時

##### (2) 対象児童

小学校1年生から3年生まで ⇒ 小学校1年生から4年生まで

##### (3) 利用料(月額)

登録児童	通常保育料	延長料金
1人目	5,000円程度	1,000円程度
2人目以降	2,500円程度	500円程度

なお、就学援助費支給要綱を準用し、減免規定を設定します。

##### (4) 実施時期

平成19年4月1日開始予定

#### 4 今後の予定

放課後児童クラブの建設計画のある地区の児童館等の保護者に対して、10月下旬から順次説明会を実施していきます。その他の地区については、10月下旬に市の方針を通知し、平成19年に入ってから説明会を実施していきます。